

トヨタグループ株式ファンド



～足元の状況と今後の見通しについて～

平素は「トヨタグループ株式ファンド」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、世界の金融市場は年初から世界経済見通しの不透明感や原油価格安等の影響を受け、変動の大きい不安定な展開が続いています。

こうした状況を受け、当ファンドの運用状況や今後の市場見通し等についてご報告いたします。

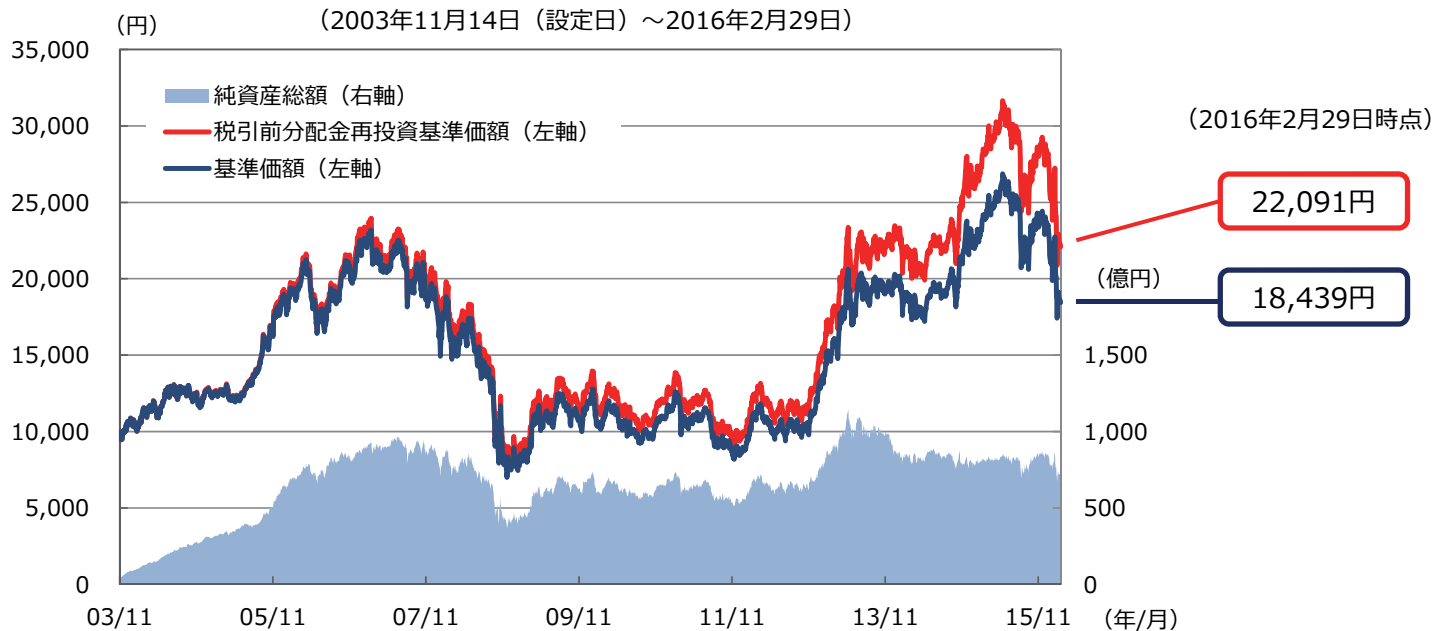
運用状況について

国内株式市場は、2015年12月以降2016年2月にかけて大幅な調整局面となりました。12月に発表されたECB（欧州中央銀行）による追加緩和の内容が市場の期待外れであったことや、原油価格の大幅下落などが嫌気されたことなどが影響しました。年明け以降も中国人民元安が急速に進んだことが懸念されたほか、サウジアラビアとイランの断交、北朝鮮によるミサイル発射など地政学リスクも強く意識され、リスク回避の動きが強まり調整局面が継続しました。2月にかけては、1月末の日銀のマイナス金利導入の決定を受けて一時的に反発する局面がありましたが、原油安や米国の景気後退懸念、欧州金融機関に対する信用不安などから投資家のリスク回避姿勢は根強く、神経質な展開となりました。

このような状況を受け、当ファンドの2016年2月末の基準価額は2015年11月末比で約23.0%下落しました。これは、世界経済の減速懸念から投資家心理が悪化し、投資家のリスク回避姿勢の強まりから円高が進んだこともあり、当ファンドが主要投資対象とする輸出関連企業などの株価が大きく下落したことによります。

設定来の基準価額と純資産総額の推移

(2003年11月14日（設定日）～2016年2月29日)



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記のグラフは過去の実績を示すものであり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

今後の市場見通しについて

国内株式市場の下押し要因となっている中国人民元安や原油安などは容易に解消されず、現状の円高水準などを考慮すると、企業による来年度の業績見通しも保守的になるものと考えられるため、今後の国内株式市場を取り巻く環境は不透明な状況が継続するものと考えます。ただし、年初来の急激な下げにより国内株式市場は売られすぎの状況とみられており、投資環境の悪化を相当程度織り込んだとも考えられることから、短期的には戻りを試す動きも想定されます。

一方、市場の混乱が深まる局面があれば、日本、欧州、中国を中心とした更なる追加金融緩和や財政政策への期待が高まると考えられ、これらが一定の下支え要因になると想定されます。今後、国内株式市場が上昇基調に転ずるには世界景気の回復、とりわけ製造業の循環的な回復が不可欠であると思われることから、景況感の底打ちが確認されれば、国内株式市場は徐々に落ち着きを取り戻すと予想しています。

当ファンドが主要投資対象とする輸出関連銘柄は、為替変動の影響を受けやすいものの、中長期的には新興国を中心に所得水準が向上し、自動車に対する需要が拡大することが見込まれており、緩やかな業績拡大が予想されます。

今後の運用方針について

当ファンドにつきましては、引き続き、実質的な運用を行う「トヨタグループ株式マザーファンド」において、組入銘柄の時価総額に応じた比率で投資し、信託財産の成長を目指します。なおトヨタ自動車株式は、投資比率の上限を約50%として運用を行います。

※上記の今後の市場見通しおよび今後の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

【ファンドの目的・特色】

<ファンドの目的>

トヨタグループ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社*の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※以下、「トヨタ自動車およびそのグループ会社」ということがあります。

<ファンドの特色>

- 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。
 - グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。（以下、同じ。）
 - 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行います。
- 「トヨタグループ株式マザーファンド」は、下記一定基準に基づき、規則的な運用を行います。

【組入銘柄の決定】は、...

 - トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、わが国の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄）に投資します。

【組入銘柄の投資比率の決定】は、...

- 原則として、銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。
- トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きをとらえるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

【投資比率の調整、銘柄の変更等】は、...

- 組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記【組入銘柄の投資比率の決定】で規定する基本方針に基づき行うこととします。
- * なお、追加設定・解約等により、四半期中にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行います。
- 投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行います。

○当ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行うファンドであり、銘柄選定や組入比率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

○当ファンドは、投資対象となるトヨタ自動車およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

- 株式の実質組入比率は、通常の状態では高位を保つことを基本とします。

- 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

<基準価額の変動要因>

ファンドは、主にわが国の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、**一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

投資銘柄集中リスク

ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ企業の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、わが国の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならぬ場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混雑が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した**収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）**を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期末決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがい小さかった場合も同様です。

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のペーパーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

● お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	原則としていつでもお申し込みできます。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	無期限です。(信託設定日：2003年11月14日)
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決算日	毎年11月13日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース：税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース：税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 ※分配金自動再投資コースを取り扱う販売会社によっては、分配金を定期的な受け取るための契約を締結できる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISAの適用対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。ただし、益金不算入制度については、2015年4月1日以降に開始する事業年度の受取配当から適用対象ではなくなります。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に 1.62% (税抜き1.5%) を上限 として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。						
信託財産留保額	ありません。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年0.7452% (税抜き0.69%)の率を乗じた額が毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p><信託報酬の配分(税抜き)></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>年0.3%</td> <td>年0.35%</td> <td>年0.04%</td> </tr> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p>	委託会社	販売会社	受託会社	年0.3%	年0.35%	年0.04%
委託会社	販売会社	受託会社					
年0.3%	年0.35%	年0.04%					
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。						

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

● 税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※この資料の最終ページに重要な注意事項を記載しております。必ずご確認ください。

● 委託会社・その他の関係法人

委託会社	<p>ファンドの運用の指図を行います。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号</p> <p>加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ : http://www.smam-jp.com</p> <p>電話番号 : 0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理を行います。</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p> <p>東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号</p> <p>加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p>

【重要な注意事項】

- 当資料は、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。受益者の方に情報をお伝えする受益者様用資料です。金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。
- 当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に市場環境にかかるデータ・分析、運用・分配金実績、運用方針等が示される場合、それらは当資料作成時点のものであり、将来の市場環境・運用成果等を保証するものではありません。分配金は金額が変わる、または分配金が支払われない場合もあり、将来に関し述べられた運用方針も変更されることがあります。